

総合計画審議会による外部点検実施要領（案）

1 目的

市では、令和2年12月、「人とまちの魅力が輝く 豊かさ実感都市 いとしま」を将来像とする第2次糸島市長期総合計画を策定し、令和3年4月から、計画に沿ったまちづくりがスタートとしている。

将来像を実現させるためには、透明性を確保した上で、施策の成果を客観的に評価し、取組や手法を改善していくことが大切である。

このため、行政による内部点検に加え、総合計画審議会による外部点検を実施し、その結果をもとに改善を図ることで、ワイズスペンディングを実行し、行政サービスの質の向上を目指す。

2 根拠法令

糸島市総合計画審議会規則
(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じて、糸島市総合計画に関する事項について、必要な調査及び審議を行う。

3 部会員名簿

別紙①のとおり

4 進行管理（PDCAサイクル）

別紙②のとおり

5 外部点検の実施方法

- 内部点検の結果をもとに、重点課題プロジェクトを含む全63施策について、総合計画審議会による外部点検を実施する。
- 外部点検では、総合計画審議会から、行政による内部点検結果及び当該結果を踏まえた改善案（改革案及び経営方針案）を基に、次年度の取組や手法の改善策などについて、提言を頂戴する。
- 審議については、2次施策評価の結果、「遅れている」又は「大きく遅れている」と判定された施策、及び重点課題プロジェクト事業、社会経済情勢等の変化に伴う対応事業（時勢対応）を中心に行うものとする。
- 審議方法は、部会方式（ただし、行政経営戦略は全体会での審議とする。）による実施とし、部会には当該施策の統括課及び担当課の出席を求め、委員の皆さんと意見交換を行ってもらう。ただし、分野別計画の評価において、当該分野別計画の外部評価等により、客観性が確保される場合は、意見交換を省略する。
- 資料については、別紙③「外部点検シート」及び別紙④「実施計画書」を使用する。
- 総合計画審議会からの提言内容については、次年度の実施計画策定方針に反映させ、総合計画の確実な実行につなげる。
- なお、各部会から提出された意見は、提言として取りまとめ、8月中旬を目途に、市長へ答申書として提出する。

(参考)

本市の行政評価

内部点検（Check）は、次のとおり実施する。

- 関係課（担当課）の課長による事務事業評価
- 統括課の課長による1次施策評価
- 部長による2次施策評価（2次施策評価は、「施策に関する目標達成指標」の達成度に応じて、次の5段階評価とする。）

① 80点以上	・・・	順調
② 60点以上80点未満	・・・	概ね順調
③ 40点以上60点未満	・・・	やや遅れている
④ 20点以上40点未満	・・・	遅れている
⑤ 20点未満	・・・	大きく遅れている

- 部長による改革案（施策別方針案、新規事業・改善内容）の策定
- 市による次年度方向性案の策定。
次年度方向性案は、部長による2次施策評価の結果に応じて、次の5段階評価とする。

順調、概ね順調

→ 現在の成果水準を基本維持する施策

施策の効果があるべき水準に達していると考えられるため、成果を維持しつつも、施策内の事務事業を見直すことによりコスト抑制を目指す分野の施策

※ただし、翌年度実施することが決定をしている大型事業などの事業費については、対象外とする。

やや遅れている

→ 成果の向上を目指す施策

施策の効果があるべき水準に達していないと考えられ、施策内の事務事業を見直すことによりコストを大幅に増大させることなく、成果の向上を目指す分野の施策

遅れている、大きく遅れている

→ 優先的な投資により成果の引き上げを目指す施策

施策の効果があるべき水準に達していない又は特に推進すべき施策であると考えられ、成果を向上させるため、他の施策より優先的に財源を振り向けて取り組むべき分野の施策

【留意事項】

重点課題プロジェクト事業及び社会経済情勢等の変化に伴う対応事業（時勢対応）については、上記の行政評価結果に関わらず、原則として、「優先的な投資により成果の引き上げを目指す施策」に位置付けるものとする。

6 外部点検タイムスケジュール（想定）

日時	時間	区分	内容
7月中旬 (1日目)	14時00分 ～14時15分	15分	全体会 ・外部点検実施要領の説明 など
	14時15分 ～14時35分	20分	全体会 ・統括課、関係課との意見交換 ※審議事項／行政経営戦略
	14時35分 ～15時30分	55分	部会 ・統括課、関係課との意見交換 ※審議事項／基本目標1、3、5
	15時30分 ～15時50分	20分	全体会 ・部会長による審議内容の報告(委員間の 情報共有)
	15時50分 ～16時00分	10分	全体会 ・全体での意見交換 ・閉会
8月上旬 (2日目)	14時00分 ～15時10分	70分	部会 ・統括課、関係課との意見交換 ※審議事項／基本目標2、4、6及び重点課題 プロジェクト
	15時10分 ～15時30分	20分	全体会 ・部会長による審議内容の報告(委員間の 情報共有)
	15時30分 ～15時50分	20分	全体会 ・第1日目の提言内容(答申案)の確認 ※審議事項／基本目標1、3、5及び行政経営 戦略
	15時50分 ～16時00分	10分	全体会 ・全体での意見交換 ・閉会

※2日目の提言内容の取扱いについて

2日目に、各部会等から提出された提言については、後日、事務局で答申案として取りまとめ、会長及び部会長の御了承を経た上で、市長に答申を行うこととする。

※審議が2日間で終了しない場合は、日数の追加もあり得る。